



令和8年8月18日

久喜市役所

区分所有マンション等に係る 固定資産税及び都市計画税の課税誤りについて

固定資産税及び都市計画税（以下、「固定資産税等」とします。）の課税事務において、一部の区分所有マンション等の敷地に係る住宅用地に対する課税標準の特例（以下、「住宅用地特例」とします。）の適用に誤りがありました。

これにより、平成24年度から15年間、固定資産税等を過大に課税していました。

1 経緯と原因

職員が区分所有マンションの課税内容を確認したところ、住宅用地特例の適用に誤りが判明しました。

一部の区分所有マンション等に係る土地について、本来、固定資産税の算定に当たり、土地全体の課税標準額を6分の1に軽減すべきところ、システムへの登録誤りにより、一部が3分の1として算定されていました。これに伴い、都市計画税についても税額が過大となっていたものです。

原因につきましては、1市3町合併に伴う税務システム統合後、初となる平成24年度評価替えに向け、住宅用地特例に係る判定処理を見直した際、一部の区分所有マンション等に係る登録内容及び判定結果の確認が不十分であったことによるものです。

2 調査結果

区分所有マンション等に係る課税物件について、過年度分を含む課税データを基に対象物件を抽出し、全件確認した上で、住宅用地特例の適用誤りに係る対象者数及び影響額を算定しました。

過大に課税した税額	23,975,000円
還付加算金等（9月末時点）	6,812,200円
合 計	30,787,200円

※対象期間：平成24年度から令和8年度まで

※対象納税者：440人

※1人当たり1年度につき100円から44,300円過大に課税

3 今後の対応

対象となる皆さまに対し、本日、課税誤りの経緯及び還付等の手続きについて個別に通知を送付し、振込先の確認ができた方から順次、還付等を進めてまいります。

また、市ホームページ等により周知するとともに、還付金詐欺への注意喚起を行います。

今回の課税誤りを厳粛に受け止め、組織的な事務処理体制及び確認体制の強化を図り、再発防止と税務行政の信頼回復に努めてまいります。

【本件の問い合わせ先】

資産税課 （内線 2720）

連絡先 TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

メール shisanzei@city.kuki.lg.jp